

平成 17 年 2 月 15 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市

まち・人・くらし活性化推進懇話会

座 長 安 田 丑 作

芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会からの提言

本懇話会は、平成 16 年 5 月 18 日に設置され、市が行う総括・検証のプログラムを側面から支援するとともに、とすれば分野別の取り組みに偏重しがちな市の考え方を、可能な限り横断的なものになるようアドバイスしてきました。まちやくらし、そして人の復興が果たしてどこまで成し遂げられたのか、そして、残された課題にどう立ち向かい、芦屋市のさらなる発展へと結び付けていくかことが出来るのか。四度の懇話会では、「ステップ 1」としての 10 年の振り返り、「ステップ 2」としては市の整理した復興資料の検証、次には市民アンケートや市民ワークショップの結果から得た今の芦屋に足りないところ、望むことを中心に検証する「ステップ 3」を経て、本日「ステップ 4」の報告書について最終的な討議を行いました。

本日、ここに懇話会を通じて得た意見を取りまとめましたので、今後の芦屋のまち・人・くらし活性化推進の一助とされますよう提言いたします。

ステップ 1

～震災 10 年の振り返り～

- (1) 10 年というときの流れは良い意味でも悪い意味でも震災を過去のものにしつつある。震災から 10 年を迎え、震災による表面的な影響は間違いなく低下している。人口は震災前の水準を超え、ライフラインはより耐震力を増し、まちなみは整備された。その一方で、人々の危機意識は震災直後よりも低下しており、整備された防災施設に人々の防災意識が注ぎ込まれていないこともまた浮き彫りになっている。
- (2) 長期化する不況や、見た目の復興が市民と震災との関わりを薄めていることも事実である。少子高齢化の急速な進展と被災自治体の財政難も加わり、市民の関心が全体として震災を超えたところで多岐多様化してきている。
- (3) 10 年を長いとみるか短いとみるかは人それぞれだが、急ぎすぎた復興と言えなくもない。少し立ち止まってこれからのことを考える「時」があっても良いと考える。そのための仕掛け創りに向けた組織を立ち上げて継続的な検証を行っていく必要がある。

- (4) この 10 年の間に、行政の顔が市民から良く見えるようになった。その結果、各自治体の力量と基本的な施策の進め方が明らかにされたとも言える。今後、私たちは、そのことを前向きに捕らえ、今後の行政運営に積極的に関わっていくことが出来るかが問われている。
- (5) 10 年の時の流れは、震災を知らない市民や、子供たちを増やした。忘れない面もあるが、このままでいいのだろうかとの不安が大きくなっている。きちんと課題を整理し、今後の市民生活の中に災害の教訓と防災意識を根付かせていく必要がある。

ステップ2

～統計上の復興と復興計画の総括・検証～

- (1) 統計上は震災前を越えた人口は、都市全体としての復興の証ではある。このことは新たな活力を生む一方で、新たな課題を各被災地域に持ち込んでいる。まちなみや景観形成においても同様、大きな人口移動は古い文化と新しい文化の摩擦と衝突を呼び寄せる。活発な地域活動への参加意識を基盤とする既存のコミュニティと新たなコミュニティの融合が望まれる。
- (2) 目に見える形での復興はほぼその役割を終えつつあるが、市民生活あるいは都市機能の有機的な側面での回復は、まだまだこれからの感がある。市民の流動性も高かったこの 10 年を経て、今後はソフト面における防災文化の醸成が大切になる。
- (3) 復興計画と総合計画との使い分けはわかりにくい、財政的にも時間的にも膨大な投資をこの間の復興に投入してきた。今後の芦屋市の方向性を含めた広範なまとめが必要だと思う。
- (4) 防災倉庫の設置や、飲料水兼用の貯水槽が配置された公園は地区防災拠点として整備された。しかしながら、その一方で公共建物の耐震化や特に一般住宅の耐震化率はどうか。生命を守るという基本的な課題は未だ積み残されている。
- (5) 道路整備が進められ、延焼遮断帯、物資輸送経路としての機能強化が図られた。震災時には避難経路や救援物資の輸送路が寸断されたことが初動期の活動を妨げたことへの対策である。しかし、それだけでは十分でなく人が経路を経路として認知すること、その道が生命をつなぐ命綱であることを意識する仕掛けが不可欠である。
- (6) 災害直後にあたらしい文化の息吹が感じられた。参加する文化である。支えあいに参加するボランティアは「元年」と呼ばれ、まちづくり協議会をはじめとした行政参加は「協働と参画」の胎動期を創造し、コミュニティ文化の発展を想起させた。新しく芽生えた文化をしっかりと根付かせて、大きく育てるのが生かされた私たちの責任の一つである。

ステップ3

～市民アンケート、ワークショップ、懇談会～

- (1) 年を追うごとに希薄になる危機意識に危機感を感じるという意見が多く寄せられた。防災倉庫が設置されたということは情報としては入ってくるが、どこにどういう形や役割で設置され、使い方が周知されるという生きた情報にはなっていない。
- (2) 天災は予期できないため、防災は日常生活に埋め込むかたちでしか機能しない。防犯と同心円状に置きなおして危険箇所をパトロールするなどの平時での取り組みが重要となってくる。
- (3) 地域の交流イベントへの参加者が固定化していること、自治会等地域の世話役が高齢化していることは、防災意識以前の参加意識の問題である。多世代家族が希少化している現代における世代間交流は困難な課題ではあるが、子育てや介護の経験を共通項とすることにより、異世代が連携して社会参加することは決して不可能ではない。
- (4) 学校が地域の中で十分に活かされていない。生徒を含め若い世代と一緒に取り組むことが出来る課題の整理が必要である。学校には校区があり、地域と密接につながっている。まずは、小さなブロック単位から始めることが重要ではないか。
- (5) 各市民団体は組織として自立していることが最大の強みである。団体内のコミュニケーションは完成されており、団体としての機能はもちろん個人としてのスキルも非常に高い。今後は、行政と市民団体が有機的に結合することが重要である。
- (6) アンケートの内容は総花的にならざるを得ないが、市にはそれぞれの部署が役割を分担して市民との接点をつくってきている筈なので、各項目がそれぞれの所管において大切に受け止められることを期待する。また、各項目をさらに掘り下げることで新たな市民意識調査が実施できたり、このたび寄せられた「自由意見欄」に素晴らしいものがたくさん含まれている。今後の対応一つでこのたびのアンケートの値打ちが変化する。
- (7) ワークショップは非常に意見の出やすい手法なので、広範な、そして場合によってはショップからさらに新たなショップが派生的に生じるぐらいに討論が深まる時もある。しかし、大切なのはそういった貴重な意見を的確に長期・中長期・短期に分類し対応をとる行政の姿勢である。協働と参画の精神をここで根付かせるチャンスと捉えていただきたい。

ステップ4

～報告書、そして提言～

- (1) **安全で活気にあふれた「まち」**
 - ・震災復興計画に基づき整備されたまちを基盤にしつつ、復興10年を節目に今後はそこで増進された安全・安心の施設整備が市民生活に根ざしたものになるようソフト面の強化を図る。

- ・10年の復興過程から得た教訓の一つである「協働のまちづくり」をさらに地域に定着させるため、課題を認識する段階から地域が一体になって検討する取り組みや、地域で整備された施設を地域で活用、管理していく仕組みを創出していく。
- ・自然災害は必ずやってくるとの意識を軸に、生命を守るための耐震化のまちづくりについては今後も前向きに取り組んでいく。「防災文化」は地域と行政の協働の中からはかき生み出せないことを認識する。
- ・地域への愛着を深め、まちの活気や活力を創出するため、身近な自然などに意を払い自然との共生とまちづくりを融合させていく。「芦屋庭園都市宣言」の主旨に沿って、一世帯一緑化運動などを早期に立ち上げる。
- ・残された密集市街地や細街路の整備については、現存する環境資源や景観保全とのより良い接点を見出しながら、地域特性やまちなみ文化を守りながらの更新を目指すなかから地域の特性を活かしたまちづくりを推進する。
- ・地域のまちづくり協議体は、全体を取りまとめることが困難な場合には、より小さなブロックである街区のデザインから始めてみる試みがあっても良い。
- ・日常的な安全確保としての防犯や交通安全については地域主体の取り組みに期待するとともに、公共交通（バス）路線の整備とともに車両に対する規制や、歩車道区分や案内標識等の安全誘導施策を推進する。
- ・商店街等、商業ゾーンを中心とするにぎわい創出に関しては、企業誘致や商店再生に向けたゾーニング及び、プロジェクトの立ち上げが急務である。
- ・事故・事件・被害などの防犯活動に関しては事前対応が大切であることから、市民と行政が協働のもと防犯パトロール等の抑止効果を発揮する取り組みを強化推進する。

（２）安心でやさしさにつつまれた「暮らし」

- ・震災が人々に教えた支えあうことの大切さを暮らしに生かすための福祉ネット（見守りや生活援助員等の災害文化の一つ）を地域に根付かせ、地域のネットワークのなかで拡大育成する取り組みを推進する。
- ・市民の健康づくりについては、情報や機会の提供方法に工夫が必要である。日常生活に欠かせない健康づくりや、健康であることを心から喜び合えるという視点で取り組むことが必要である。
- ・誰もが安心して暮らしやすいまちのデザインをめざしたユニバーサルなまちづくりをハードとソフトが融合するよう進めていく。
- ・安全・安心の暮らしを実現するための住宅の耐火・耐震化については、まち全体、暮らし全体の安全性を高める取り組みとして進める。助成制度により、応益負担の仕掛けも創出する。

- ・まちの活力やくらしの活気を生み出すために、市・地域への愛着を深め、歴史・文化・自然等への理解の上に立った、地域の固有資源を生かしたくらしの創造を図ることにより活性化の推進に努める。
- ・環境保全に対する意識を高め、共有することにより、環境負荷軽減を促進するための循環型環境システムの創出を図る。また、循環型社会を創造するための協働と参画を促進する。

(3) 「人」が結び、支えあうシステムの再構築

- ・復興過程で得た、高齢者や地域の「見守り」を全国に先駆けた高齢化対策の先行事例として捉え、十分な検証を行ないながらよりいっそうの安全性と地域性を高める取り組みを進める必要がある。このたびの高齢者への見守りが児童への見守りへと発展し、防犯パトロールなどに発展的に実践されていることは好例である。
- ・災害弱者と呼ばれた障害者等への災害発生時における緊急対応もさることながら、同時に、障害者の社会進出いわゆる就労支援等の施策を展開することにより健常者との一体感を日頃から高めることが重要である。
- ・世代間交流とともに、学校と地域との連携強化に努め、芦屋の未来を担う子供たちが寄りゆたかな自然と歴史・文化のなかで育まれることを期待する。
- ・震災時、そして復興過程において醸し出された外国人との交流をはじめとした国際交流の兆しを、「防災」を世界のいわば共通語として今後の取り組みに生かしていく。
- ・復興過程で得た、ボランティア精神の大切さ、NPOが果たした役割の大きさを適正に評価し、今後の発展に向けた支援を創造・継続し、新たな協働と参画の仕掛けへと発展させる。
- ・震災以降に飛躍的に発展したコミュニティビジネス（地域事業）の根付きをめざし、より新しい発想によるビジネスが市民との協働や、行政との連携により分野を横断して発展することを目指す。
- ・今後、大量に定年を向かえる団塊の世代の経験やパワーを地域の活力に転換することが出来るような受け皿づくりが必要であるとともに、団塊の世代は残る現役の数年間を地域交流に目を向け、地域の中での自分というものを一度点検しておく必要がある。

おわりに

天災は忘れた頃にやってくるということだが、それだけに行政の責務は大きい。人々の日常的な行動のプライオリティの中で防災はともすれば低位に位置付けられることになる。その場合に十分な備えの上にならなくて、安全誘導が出来ることが今後の自治体の経営規範となる必要がある。

大規模災害時に備えた復興基本法の制定等、さらなる法規的な整備も必要であろう。耐火・耐震化の促進に向けた補助制度整備も必要であろう。しかし、何よりも必要なことは阪神・淡路大震災から学んだ数多くのことを私たちが実践しなければならないということである。

大震災とその後の復旧・復興の過程で私たちが得た最大の教訓とは、マン・ツー・マン、フェイス・ツー・フェイスの人のつながりの大切さではないだろうか。その上にたつてはじめて、「自助」・「共助」・「公助」の概念を市民生活の中に真に根付かせることが可能となろう。

これからの芦屋における新しいまちづくりへの挑戦を期待して懇話会を閉じさせていただきます。



芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 震災復興10年の歩みと、多くの人とのかかわりから得た貴重な教訓を踏まえ、本市のまち・人・くらしの一層の活性化について幅広く意見を求めるため、芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、専門的、総合的な見地から本市の復興状況を検証及び総括し、今後のまち・人・くらし活性化推進の方向性について必要な事項を審議し、芦屋市復興10年総括本部に意見を述べるものとする。(構成)

第3条 懇話会は、市民団体代表、市民ボランティア、学識経験者等のなかから、市長が委嘱する15名以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

(運営)

第5条 懇話会には、座長及び座長代理を置く。

- 1 座長は委員の互選により定める。
- 2 座長代理は、座長の指名により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行をつかさどり、懇話会を代表する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 懇話会は、必要に応じて座長が招集する。
- 6 懇話会は、審議のために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員が懇話会に出席したときは、別に定めるところにより、報酬を支給する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、復興10年事業に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成16年5月18日から施行する。
- 2 第5条第6項の規定にかかわらず、最初の懇話会は市長が招集する。

芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会・名簿

(敬称略・50音順)

座長・○ 副座長

選出区分	氏名	職業(役職)等
学識経験者	○ 石原 俊彦	関西学院大学産業研究所教授
	小浦 久子	大阪大学大学院工学研究科助教授
	中田 智恵海	武庫川女子大学教育学科助教授
	林 まゆみ	兵庫県立大学自然・環境科学研究所助教授
	森津 秀夫	流通科学大学情報学部経営情報学科教授
	安田 丑作	神戸大学工学部建設学科教授
	山内 修身	前・芦屋市助役
市民代表	大橋 一生	元・芦屋市総合計画審議会委員
	小田 修造	芦屋市商工会会長
	加藤 純子	ボランティアグループ「芦屋おたすけたい」代表
	小林 功	芦屋青年会議所理事長
	芝 勇太郎	芦屋市社会福祉協議会
	富田 泰子	ボランティアグループ「とまと」代表
	廣瀬 忠子	芦屋市婦人会会長
藤田 一	芦屋市自治会連合会代表	

**震災復興10年芦屋市まち・人・暮らし
総括・検証報告書**

発効日 平成17年3月

発行 芦屋市総務部企画課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL (0797) 38-2009 FAX (0797) 31-4841